

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年12月13日(火) 午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	松下 太葵 君	委員	藤田 直仁 君
委員	松枝 正浩 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	仮屋 国治 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

なし

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

【使用料関連】

- 議案第91号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第101号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第102号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第104号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第110号 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第116号 霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第117号 霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第118号 霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第119号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第138号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について
- 議案第145号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【手数料、印鑑関連】

- 議案第95号 霧島市手数料条例の一部改正について
- 議案第107号 霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第109号 霧島市印鑑条例の一部改正について
- 議案第139号 霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について

【個人情報保護関連】

- 議案第92号 霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第149号 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

【給与等関連】

議案第 93号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 94号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第137号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第147号 霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【ごみ処理施設関連】

議案第108号 霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第148号 牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

【指定管理関連】

議案第150号 指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）

議案第151号 指定管理者の指定について（霧島市民会館）

【その他】

議案第 90号 霧島市部設置条例等の一部改正について

議案第154号 請負契約の締結について（霧島市国分斎場火葬炉設備更新工事）

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前9時56分」

△ 自由討議、議案処理

○委員長（宮田竜二君）

昨日、話をしましたように、議案処理表に従って進めさせていただきます。

【使用料関連】

△ 議案第 91号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第101号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第102号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第104号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第110号 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第116号 霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第117号 霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第118号 霧島市溝辺多目的交流施設上床ど一むの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第119号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第138号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について

△ 議案第145号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

まず、使用料関連議案第91号から145号までの11件について、一括して、自由討議に入ります。御意見をお願いします。

○委員（宮内 博君）

使用料改定について、積算根拠等の資料の提出を求めましたけれども、極めて不十分な資料しか

提出されなかったと。財政課から資料の提出は困難だということで、実際に提出がありませんでした。実際に本来であれば、委員会の中でこういう内容も含めて、十分な議論がなされるべきではなかったのかなというふうに指摘したいと思います。3年に1回の今回の改定ということに固執して、今、市民が置かれている物価高、そして、コロナ禍の中での生活苦、そういうものにやはり考えが及ばなかったのかなというのを本当に感じます。そういう中で提出されるということでありまして、実際に印鑑証明、住民票などの手数料の関係についても県内、43市町村の中で、どういう動きがあるのかということについても、調べていないというようなことでありました。ですから、本当にこういう状況の中で値上げをするというのが、市民の理解が得られるのかどうかという観点から、今の霧島市政の在り方を、何とかしていかなきゃいけないのではないかという思いは、新たに強くしたところです。

○委員（有村隆志君）

委員会の中で、資料の不足というところではありましたが、それぞれ上げるもの、下げるものと、値上げに関しての一定の規律、根拠を設けての値上げであったと。そして、受益者負担ということ考えた値上げがあったということは、確認できましたので、私は、今回、資料が不足したことは否めませんが、一定の評価ができるものと考えております。

○委員（仮屋国治君）

御時世を考えますと、物価高騰の波が押し寄せてる中で、よく使用料改定をするなという思いを持っておりますけれども、執行部の説明聞いておりますと、それなりに根拠を持って詰めてきたのかなというふうに感じているところでございます。それと、使用料の問題と、生活支援の問題を切り分けてやっていくという答弁もあったところでございます。苦々しい思いではございますけれども、増加するところ、減額になるところ、様々でございますけれども、それなりに判断をしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第91号から145号までの使用料関連議案11件について、一括して討論に入ります。討論の際は議案番号を述べて発言をお願いします。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

まず、今回、提出されております、議案第91号から145号までの11件の関係について一括して討論に参加したいと思います。本市議会には、46件の使用料、手数料改定の条例が提出をされております。この値上げは、市民の健康増進、あるいは市民の交流等に貢献する体育施設や文化施設、公民館施設ばかりではなく、印鑑証明書や住民票の発行手数料、ごみ処理手数料などに及んでいるところであります。40年ぶりと言われる物価高とコロナ禍で、市民の暮らしが厳しい中で、なぜ、市民の負担を強化するのか。執行部から返ってきたのは、3年ごとの見直しが決められている。財政状況が厳しい。受益者負担の原則と、従来の考え方を繰り返すのみであります。今回の使用料改定による市民の負担増は、2,077万1,000円。手数料改定による影響額は2024年度からのごみ処理手数料を含め、6,635万2,000円とされており、その影響額は総計8,712万3,000円に上ります。市民の暮らしが大変なときに、市民の暮らしを守る防波堤の役割こそ、自治体は果たすべきであります。それがなされていないということを指摘して、その立場から、市民負担を強化する次の議案には反対であります。議案第91号、霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第101号、霧島市営体育館施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第102号、霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第104号、霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第118号、霧島市溝辺多目的交流施設上床ど一むの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第119号、霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第138号、霧島市消防団

横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について、議案第145号、霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、以上、先ほど申し上げました立場から、同意できない。このことを申し上げて、反対いたします。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに討論はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

確かに、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格、物価の高騰により、経済的に大きな影響が出ている現状は、理解できるものの、本市の公の施設等の使用料につきましては、平成21年度に定めた、使用料設定に関する基本的な方針及び霧島市経営健全化計画に基づき、3年に1回の見直しが行われているものです。今回は、それに基づき、5回目の見直しとなるもので、施設及びサービスのコスト再計算を行うとともに、市内外における類似施設等の料金との比較、施設の採算性と市民福祉のバランスを総合的に勘案した上で、行政サービスとしての必要性に考慮しつつ、公平性を確保し、施設を維持管理していくことを目的として行われております。据置きが43項目、改定が348項目、うち増額が179項目、減額161項目、料金の廃止が3項目、新規が5項目という結果からも分かるように、今回の議案の全般に関する基本的な考え方は、使用料の最適化を行ったとも言い換えることができます。あわせて、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格、物価の高騰に対する緊急対応策を適切に実施していくという答弁も鑑み、今回提案された使用料見直しに係る条例11全ての議案は可決されるべきものだと考えます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。それでは、個別に採決します。

△ 議案第 91号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

まず、議案第91号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第91号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員（仮屋国治君）

件数が多いため、採決を挙手でお願いします。

○委員長（宮田竜二君）

みなさま、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、以後、挙手採決とさせていただきます。

△ 議案第101号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第101号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第102号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第102号について、原案とおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第104号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第104号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第110号 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

議案第110号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第110号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第116号 霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第116号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第116号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第117号 霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第117号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第118号 霧島市溝辺多目的交流施設上床ど一むの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第118号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第118号は、原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

△ 議案第119号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第119号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第138号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第138号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第138号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第145号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第145号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第145号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

【手数料、印鑑関連】

△ 議案第 95号 霧島市手数料条例の一部改正について

△ 議案第107号 霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

△ 議案第109号 霧島市印鑑条例の一部改正について

△ 議案第139号 霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第95号から139号までの手数料、印鑑関連議案4件について一括して、自由討議に入りますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

御意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。

△ 議案第 95号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

まず、議案第95号霧島市手数料条例の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第95号、霧島市手数料条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。本議案は住民生活の中で提出が求められる公文書などに添付される機会の多い住民票や印鑑証明、所得証明などの交付手数料を現在の1通200円を300円へと、1.5倍もの負担増を求める条例改定であります。2021年度の実績から見ましても、住民票の発行は7万1,289件、印鑑証明発行は3万4,185件、所得証明、1万5,393件に上る報告がございます。この3件で、計12万867件であり、今回の手数料引上げによって、1,200万円以上の市民負担が増えることになるのであります。委員会の議論の中でも、住民票や印鑑証明書の発行手数料を300円としているのは、県内で鹿児島市のみであり、ほかの自治体に、今回の定例議会で引上げの計画あるかについて、情報を得ていないとの答弁もされているところでございます。コロナ禍等、物価高が市民生活に大きな負担となる中で、大幅な引上げが行われようとしており、本条例の改定には反対であります。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（有村隆志君）

議案第95号、霧島市手数料条例の一部改正について、賛成の立場を明確にして討論に参加いたします。本改正は、受益者負担の適正化を図るため額等の見直しを行うとともに、令和6年1月1日以降、霧島市民カードを廃止すること等から、本条例の所要の改正をしようとするもので、その中で説明は、これまでの市民窓口での200円を300円に引き上げることとしたわけですが、これは他市の状況等を踏まえ、コスト再計算による見直しを実施するという方針の下、それぞれの手数料について、職員の人件、証明書発行等に係る実費等を算出し、100円引き上げるという妥当な説明があったことから、今回、議案第95号については、賛成すべきものと考えます。委員諸氏の賛同をよろしくお願いします。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第95号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第107号 霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第107号、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第107号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第107号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第109号 霧島市印鑑条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第109号、霧島市印鑑条例の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（宮内 博君）宮内委員。

議案第109号、霧島市印鑑条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加をいたします。今回の条例改正は、マイナンバーカードの普及のために、印鑑登録証明書の発行のために活用されておりました市民カードを廃止し、マイナンバーカードで、印鑑登録証明書の発行ができるように、改定されるものであります。本会議質疑で、前川原議員が確認をしたように、マイナンバーカード作成は、市民の任意であり、カードを作成しなくても、印鑑登録証明書の発行が可能です。岸田政権が進めるデジタル改革は、行政が保有するデータを企業に開放し、儲けの種として、企業の利益につなげるための改革であります。マイナンバーカードの普及促進は、その一環として行われております。自治体が保有する個人情報公権力を行使して提出されるもので、企業が保有する顧客情報とは比較にならない膨大な資料であります。これを利活用するためには、行政のデジタル化が必要なのであります。自治体保有の情報は、匿名加工しているとされますが、過去には、住宅ローン、フラット35を扱う住宅金融支援機構から民間事業者の銀行へ約118万人分の情報が提供され、性別や年齢、職業、勤務年数、年収、家族構成など、23項目が含まれていた事例が報告されております。プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権であります。これを侵害する危険性の高いマイナンバーカードへの個人情報集約と利用拡大には同意できない。このことを指摘して、討論といたします。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（有村隆志君）

私は、議案第109号、霧島市印鑑条例の一部改正について、賛成の立場を明らかにして討論に参加いたします。本改正は、自動交付機の運用廃止に伴い、霧島市民カードに関する条例を廃止するとともに、個人番号カードを印鑑登録証明書の交付時に、印鑑登録証の代わりとして利用できるようにするため、本条の所要の改正をしたものと、それから、印鑑証明書の交付申請を行う際、市民カードの代わりにマイナンバーカードを添えることができることを新たに規定しております。この改正は、自動交付機廃止後の令和6年1月1日から施行しますが、その間、市民の利便性向上のため、マイナンバーカードを印鑑登録証又は市民カードの代わりに利用できる規定を来年1月1日から施行し、皆様に混乱がないような形の利用を進めているところでございます。今回の改正は、今後マイナンバーカードを使用したデジタル社会に向けた、大事な第一歩でありますので、マイナンバーカードの利用を進めるべきと考えております。そして、市民の利便性という意味では、このマイナンバーカードを使った交付では印鑑証明もコンビニでとれます。一定の間、手数料については200円に据え置かれるということも、委員会で明らかになったところでございます。大変な厳しいときではありますけれども、市民の利便性という点では、この条例改正は、市民の皆様が困らないような形での改正になっていると評価しますので委員諸氏の賛同を求め、私の賛成討論とします。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第109号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第109号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第139号 霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第139号、霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第139号、霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について反対の立場から討論に参加いたします。本条例の改正は、一般家庭から排出された生活ごみを敷根清掃センターに自ら搬入したときの手数料について、現在、30kgまで無料としているものを、10kgにつき100円とし、30kgを超えるごみについても、10kgにつき80円を100円に引き上げるものであります。同時に、事業系ごみと同額の負担に変更するものでもあります。2021年度に、一般家庭から敷根清掃センターに持ち込まれた廃棄物は5万9,008台、2,419tであり、今回のごみ手数料の引上げによる負担増は、2024年度には5,186万8,000円と試算されております。清掃センターへ直接ごみを持ち込んでいる多くの方が、自治会未加入者であります。自治会へのごみ持込みには1万円の使用料を要求する自治会もあり、市民間でトラブルの要因ともなっていることが、議会でも指摘されているところであります。伊佐市では、市庁舎内に自治会未加入者専用ステーションを設置しており、霧島市において、自治会未加入者が増えており、自治会のごみ置場以外に市民が持ち込めるごみステーションの設置を急ぐべきであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、第6条第2項に、市町村の処理等を明記し、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないとしており、未加入者専用ステーションの設置は、この法律上も要請される自治体の義務と言わなければなりません。この要請に対して、設置をするつもりはないという答弁もなされている経過がありまして、本条例を容認するわけにはまいりません。以上の立場から、本条例に反対であります。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前島広紀君）

この議案第139号、霧島市ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、今回の条例改正の第1の目的は、第1条にあります清掃センターを、牧園横川クリーンステーションに改めるというところでありまして、この目的としましては、108号で、横川町、牧園町の方の一般廃棄物を敷根清掃センターに搬入することに伴い、同区域の方々の負担軽減や利便性の確保のため、牧園横川クリーンステーションを設置することに伴い、同施設への持込み料金を敷根清掃センターと同額に設定するものであり、提案理由としまして、本市が令和5年3月31日をもって、伊佐北始良環境管理組合から脱退することに伴い、これまで、未来館に一般廃棄物を搬入していた横川町及び牧園町の市民の負担を軽減するため、当該区域で排出される一般廃棄物を搬入することができる牧園横川クリーンステーションを設置することから、条例を制定するということになっております。同条例の必要性から見て賛成すべき条例改正であると考えますとともに、反対討論としてありました持込み料金の手数料の改正につきましては、執行部からの説明の中で、令和5年度は、30kgまで無料を続けるという説明でありましたので、適正であるというふうに考えますので、賛成討論といたします。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第139号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第139号は原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

【個人情報保護関連】

- △ 議案第 92号 霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- △ 議案第149号 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第92号及び149号の個人情報保護関連議案2件について、一括して、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。

- △ 議案第 92号 霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

まず、議案第92号、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第92号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第92号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- △ 議案第149号 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第149号、霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、討論に入ります。討論あり、ありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第149号、霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。本条例は、安倍前政権の下で、行政機関が保有する個人情報を容易に別識できないように確保すれば、本人の同意なしに、第三者に提供できる仕組みが導入されたことを受けて行われるものであります。この間、成立したデジタル関連法は、国と自治体の情報システムの共同化を行い、国の基準に合ったシステムの利用を自治体に義務付ける問題があると指摘をされております。これは、行政、民間、独立行政法人で、別立てだった個人情報保護法制を一元化し、保護の対象となる公的部門の個人情報の範囲を狭め、地方に対しては、自治体独自の個人情報保護条例をリセットして、全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護措置は最小限に制限をするものであります。自治体が保有する個人情報は、公権力を行使して取得したものであって、企業が保有する顧客情報とは比較にならない多岐にわたる情報量であり、これを厳格に保護することが、憲法が保障する基本的人権であります。これを侵害する危険性があるのが、本条例の改定であるということ指摘して、本条例の反対討論といたします。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第149号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第149号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

【給与等関連】

- △ 議案第 93号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について
- △ 議案第 94号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- △ 議案第137号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- △ 議案第147号 霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第93号から147号までの給与等関連議案4件について、一括して、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。

△ 議案第 93号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

まず、議案第93号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第93号、霧島市長等の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。今回の条例改定は人事院勧告を受けて実施をされる職員給与の改定に合わせて提案をされております。職員給与は人勧どおり実施するのは当然のことであり、これに異論はございません。議案第93号で提出をされている市長等の給与、そして、議案第137号として提出をされ、後ほど議論をされる市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例による、給料や報酬の引上げは、法的な根拠はなく、市長の政治判断によって決定するものであることは、これまで議論してきたとおりであります。今、市民生活は、ロシアのウクライナ侵略に端を発した輸入農産物の高騰や、コロナ感染症の拡大により、40年ぶりの物価高騰があります。暮らしが困難な状況にあります。その中で、今回の市議会には、市民の健康や生きがいがづくり、学習の機会として大いに活用を期待をされ、利用促進を図るべき体育施設や公民館、都市公園などの使用料改定に伴う条例改正案、46件が提案され、この使用料の見直しによって約2,077万円、手数料改定では、2024年4月からのごみ手数料を含む負担増で6,635万円も市民負担が増えると報告をされております。市民には負担を強いる一方で、法的な根拠もなく、市長の政治判断によって決定する市長や議員などの給与を引き上げるなど、市民の理解が得られるはずがありません。そのことを指摘して、本議案に反対する私の討論といたします。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（有村隆志君）

私は議案第93号霧島市市長等の給与等に関する条例一部改正について、私は、賛成の立場を明らかにして、討論に参加します。今回の改正は、令和4年人事院勧告を受けて、国家公務員の期末手当の支給割合が上げられたことに伴い実施されるもので、本来であれば上げについての基準がなく、他18市でも同じく、平成22年から人事院勧告を用いて改定が行われるようになったと。説明では、この基準が明確になったことから、今まで、霧島市議会としても、条例で所要の改正を議決してまいりました。今回のこのことに、政治的な判断があったのかというところがございますけれども、委員会の中では決して特別職の給与に対する政治的な判断ではないということが明確に示されたところがございます。よって、政治的に一部の者の利益を図る性質のものではないことは明らかでありますので、本条例には賛成すべきと申し上げ、委員諸氏の賛同をお願いします。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第93号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手6名。挙手多数と認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第94号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第94号、霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第94号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第94号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第137号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第137号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第137号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場から、討論を行います。反対の大きな理由は、先ほど市長給与の中でも申し上げましたように、今回の条例改定は、人事院勧告を受けて実施をされる職員給与とあわせて改定をなされようとしているものであります。議員などの報酬及び費用弁償に関しましては、人事院勧告に従う義務はなく、法的に根拠がないことはこれまで明らかにされてきたところがございます。今回の議会には、多くの市民負担の強化につながる議案が提出され、その中で、今回、議員等の給与の上げが提案され

ようとしているところであります。市民に負担を強いる一方で、法的な根拠はなく実施をされる議員報酬及び費用弁償に関する条例に対する給与や報酬の上げは反対であります。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（有村隆志君）

私は、議案第137号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場を明らかにして討論に参加いたします。先ほども申し上げましたが、令和4年度人事院勧告を受けて国家公務員の期末手当の支給割合が上げられたことから、平成22年度から行われてきましたように、基準が明確になり、政治的な判断ではなく、他県下18市と同じように、この改正が行われています。そして、申し上げたいのは先ほども言いましたが、決して議員報酬の政治的判断ではないことは、委員会で明確になりました。このことから、いろんな物価高、いろんな状況がございますが、しかし、今回のことは、私たち議員の政治的な利益という性質のものではないことを申し添えて、今回の改正については、賛成すべきということを申し上げて、委員諸氏の賛同を求めたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第137号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手5名、挙手多数と認めます。したがって、議案第137号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第147号 霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

次に、議案第147号、霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第147号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第147号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

【ごみ処理施設関連】

△ 議案第108号 霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第148号 牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第108号及び148号のごみ処理施設関連議案2件について、一括して、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。

△ 議案第108号 霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

まず、議案第108号、霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第108号、霧島市資金清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加いたします。本条例は、現在、伊佐北始良環境管理組合、未来館で処理をされている横川、牧園地区のごみを敷根清掃センターで処理するための条例改正であります。霧島市は、2025年度の稼働開始を目指す（仮称）霧島市クリーンセンター建設に伴い、霧島市内のごみを一本化する方針を示し、それを実行に移すために、伊佐北始良環境管理組合を脱退し、横川、牧園のごみも霧島市で一本化するとし、行政主導型で進めてきた経過があります。この計画に対し、横川、牧園地区の市民からは、横川町及び牧園町の住民から、廃棄物の処理先変更の要求は出ていない。未来館からごみ搬入先を変更することに反対するとの意見書や、個人搬入が大変不便になる。地域住民へのサービスの低下がないように、特段の配慮を求めるといふ、要望書も提出されてきた経過があります。私ども共産党市議団は、この間の行政主導型の清掃センターへの一本化計画は、横川、牧園地区の市民の声をいかしたものではないこと。合併後も、伊佐北始良環境管理組合、未来館でごみは処理するとして合併協定書にも明確に反することを指摘して反対した経過があり、この条例改正には賛成できません。以上申し上げて、討論といたします。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前島広紀君）

賛成の立場で討論に参加いたします。この議案第108号、霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、これまで横川町及び牧園町の区域で排出され、未来館において処理されていた一般廃棄物を、令和5年4月1日から霧島市敷根清掃センターに搬入できるようにするための改正であります。これまでも度々論じられてきましたけれども、まずこれまでの時系列的な流れを説明いたしますと、現在稼働中の敷根清掃センターが更新をしなければならない状況にあり、その規模を検討する必要性から、平成30年3月に（仮称）霧島市クリーンセンター整備についての方針を定めました。その後、平成30年に伊佐北始良環境管理組合議会で、新しい施設を造ることとあわせて、組合から脱退する可能性を説明し、また、令和元年6月10日に事務レベルで協議を続けていく、申入れを行っております。その後、令和3年1月に正式に脱退を申入れ、今日に至っております。以上の経緯により、令和5年4月1日から横川町及び牧園町の区域で排出され、これまで未来館において処理されていた一般廃棄物等を、霧島市敷根清掃センターに搬入する必要があるため、今回、同条例の一部を改正するものであり、賛成すべきものであると理解いたします。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第108号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手7名、挙手多数と認めます。したがって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第148号 牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

次に、議案第148号、牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定について、討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第148号、牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定については、先ほど答弁いたしました霧島市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の中で述べたとおりですが、この間の行政主導型の清掃センターへの一本化計画は、横川牧園地区の市民の皆さんの声をいかしたものではないということが、本計画の中で明らかになっているところであります。行政主導型で、地域住民の声を軽視して進められた本計画には同意できないということ。そして、合併に伴って、締結されました合併協定書にも、合併後も伊佐北始良環境管理組合で処理をすとしたこの協定書に明確に反するものであるということ指摘してまいりましたが、その経過からいたしましても、賛成できないということを申し上げておきます。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前島広紀君）

議案第148号に賛成の立場で討論いたします。これまで、先ほどの議案第108号に引き続いての話になりますけれども、これまで、一般廃棄物を未来館に搬入していた横川町牧園町の方が、ここが一番大切なことですが不便にならないように、利便性の確保と負担軽減のために、牧園町万膳に牧園横川クリーンセンターを設置するものであり、有効な対策であることから、賛成すべきであると考えます。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に反対の方の発言を許可します。

○副委員長（今吉直樹君）

私は、議案第148号、牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。本条例は、第4条で、牧園横川地区で排出される廃棄物のみを対象としており、隣接する溝辺地区の廃棄物は対象外とされております。溝辺地区の住民は、現在、国分の敷根清掃センターへの搬入に、車で35分から50分程度かけて搬入を行っております。一方、今回新設される当該地への搬入に要する時間は、10分から20分程度であり、その差は約2倍から最大5倍にもなります。執行部の見解では、新設の当該設備に対する横川牧園地区以外からの搬入量が読めないことから、溝辺地区の廃棄物を搬入対象としないという見解でありました。本条例は伊佐北始良の未来館を使用しなくなることへの対応であると認識しておりますが、牧園横川クリーンステーションに搬入できる搬出物は、これまでの牧園横川地区で排出される廃棄物のみを受け入れるという政策は、コインを表裏反しただけの単純な政策であり、地方自治法が定める公の施設の役割を果たしていないと考えています。市民サービスを向上することができる機会でありながら、横川、牧園の区域だけを対象とするのは、創意工夫の政策とは言えず、住民サービス向上の機会損失であり、賛同できるものではありません。環境保全を推進する立場である市民環境部が、エネルギーや時間の効率的な使用、生産性の向上につなげる政策をとる必要があると思います。あらゆる点を考慮しても、溝辺地区の市民が敷根清掃センターに時間をかけて、個別に搬入する時間、費用、労力、全てをとっても、新設する当該地に、溝辺地区の市民も搬入できる条例内容とすべきであり、本条例には反対する立場であります。

○委員長（宮田竜二君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第148号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手4名。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時50分」

「再開 午前10時51分」

それでは再開します。可否同数となりましたので、委員長裁決になります。委員長は、本議案について、可とします。したがって、本議案は、可決すべきものと決定しました。

【指定管理関連】

△ 議案第150号 指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）

△ 議案第151号 指定管理者の指定について（霧島市民会館）

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第150号及び151号の指定管理関連議案2件について一括して、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。

△ 議案第150号 指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）

○委員長（宮田竜二君）

まず、議案第150号、霧島市南部し尿処理場の指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第150号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第150号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第151号 指定管理者の指定について（霧島市民会館）

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第151号、霧島市民会館の指定管理者の指定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第151号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第151号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

【その他】

△ 議案第90号 霧島市部設置条例等の一部改正について

△ 議案第154号 請負契約の締結について（霧島市国分斎場火葬炉設備更新工事）

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第90号、霧島市部設置条例等の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。

△ 議案第 90号 霧島市部設置条例等の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

議案第90号、霧島市部設置条例等の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

私は、議案第90号、霧島市部設置条例等の一部改正について、反対の立場で討論いたします。この条例改正は、市長公室を設置するものであり、市長公室ができることに反対するものではないことをまずは申し上げるものであります。令和4年3月に示された、霧島市組織機構の今後の在り方について、市長2期目の公約で、市長公室の組織設置を確認することができないのが現状であります。県内の市長公室の設置状況では、鹿児島市、鹿屋市の2市が霧島市と同じ部長級で、指宿市と南さつま市の2市が課長級であります。また、市長公室が設置されている市での事務分掌では、霧島市と同じような防災機能を持たせた安心安全課の設置がされているところはない状況にあります。議案審査の中で、他県の状況についての説明では、危機管理部局を設置している千葉県船橋市などの紹介がありました。今回の問題点は二つあります。一つ目が、議案を提案するに当たり、庁内における議論が丁寧になされたのか。組織設置ありきの議論ではなかったのか。二つ目が、市長公室の在り方そのものであります。一つ目の庁内議論では、10月13日の組織の在り方検討委員会の1回のみでの会議で決定しており、会議では議論はなかったとの審査における答弁がありました。災害時における市長直轄命令指示系統が前面に出てくる答弁でありました。市長公室設置後の市民の生命財産を守る安心安全の視点における具体的な組織の実効性を把握するには至りませんでした。庁内議論では、設置後の具体的な実効性についても議論した上で、議会や提案を行うことが必要であります。市長公室を設置することで、市長直轄指示から具体的な動きが見える執行部の答弁ではなかったことから、市民の理解が得られるのか、組織の在り方にいささか疑問を持つものであります。二つ目の市長公室の在り方であります。市政課題である災害対応に特化した市政推進体制であります。市政における課題は多岐にわたり、それらを総合的に解決していくことは大切であり、必要であります。過去の大雨による冠水浸水対策で、市長のリーダーシップにより、部署間の連携が図られ、冠水浸水の軽減の実績もあるわけであります。災害における部署間の連携強化や、推進体制の組織内部における体制充実を行うことで、懸念されている案件も、問題解決するのではないかと考えております。市長公室は、市政全般における市政推進能力を高め、最高のマネジメント力を発揮する総合的な市政指揮監督の部署であると私は考えます。また、市民の声を聞く広聴に重きを置くべきと考えます。大きな声だけではなく、サイレントマジョリティーと言われる声なき声を聞いていくことにもつながるのではないかと考えます。今回の議案提案では、庁内における市長公室の深い議論が行われていない状況にあることを判断したことから、再度、組織での議論を行っていただきたいことを申し述べ、議案第90号、霧島市部設置条例等の一部改正について、私の反対討論いたします。

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（有村隆志君）

私は、議案第90号、霧島市部設置条例等の一部改正について賛成の立場を明らかにし、討論に参

加します。今回、安心安全課とジオパーク推進課を市長公室に移す組織改正議案は、市政推進と市民に直接関わる安心安全課の対応、市長公室が司令塔的に担うことで、内部対応と、外部へのより、スピーディーな体制として提案したとの説明がなされました。安心安全課は、近年の大雨や台風などによる浸水や災害などに対して、市民の生命と財産を守るためと、本市では様々な災害が想定され、迅速な意思決定や災害対策を的確に行う対応は強く求められております。今後ますます重要になっていくことが予想されますので、賛成いたします。次に、令和5年4月1日付けで同じく商工観光部の霧島ジオパーク推進課が、市長公室に移る改正は、今後、環霧島会議が、霧島ジオパーク推進協議会に統合される見込みであり、構成市町の首長レベルでの連携がこれまで以上に重要になってくることや、ジオパークの推進等から賛成いたします。委員諸氏の賛同を求めて、私の賛成討論とします。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第90号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手6名。挙手多数と認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第154号 請負契約の締結について（霧島市国分斎場火葬炉設備更新工事）

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第154号、請負契約の締結について、自由討議に入ります。御意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第154号、請負契約の締結について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第154号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第154号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案27件の審査を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（宮田竜二君）

次に、委員長報告に付け加える点について、御意見はありますか。ある場合は、議案番号等を明確にして、その内容を、御発言ください。

○委員（松枝正浩君）

全ての議案に関してですけれども、先ほど、議論の中でもありました資料の関係につきまして、行政の目線で資料をつくられておりますので、審査がしやすいように、議員の立場に寄り添うような形で、少し丁寧な資料の作成をしていただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を盛り込むこととし、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案27件については、12月23日の本会議で表決となりますので、その日に、委員長報告を行います。これで、付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（宮田竜二君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目と、御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時05分」

「再 開 午前11時11分」

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、牧園横川クリーンステーション及び総務環境常任委員会の所管事項についてということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

△ その他

次に、委員会全般に係るその他として委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時13分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 宮田 竜二